

文部科学省周知依頼

1. 【事務連絡】緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について

(各都道府県等・各学校・その生徒向け)

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(令和2年法律第25号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第26号)が成立、同日施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等(別紙参照)を講ずることとなりました。

このことについて、各都道府県等におかれては、所管又は所轄の各専修学校等に対して周知いただくようお願いします。

※本件担当：文部科学省大臣官房政策課調整係

2. 【事務連絡】緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について

(各都道府県等・各学校・その生徒向け)

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者への対応として、「現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問い合わせや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行う」とされたところです。

これに関連して、国税庁長官官房総務課より、別添のとおり、国税の取扱いに関するパンフレットの周知について依頼がありました。

このことについて、各都道府県等におかれては、所管又は所轄の各専修学校等に対して周知いただくようお願いします。

※本件担当：文部科学省大臣官房政策課調整係